

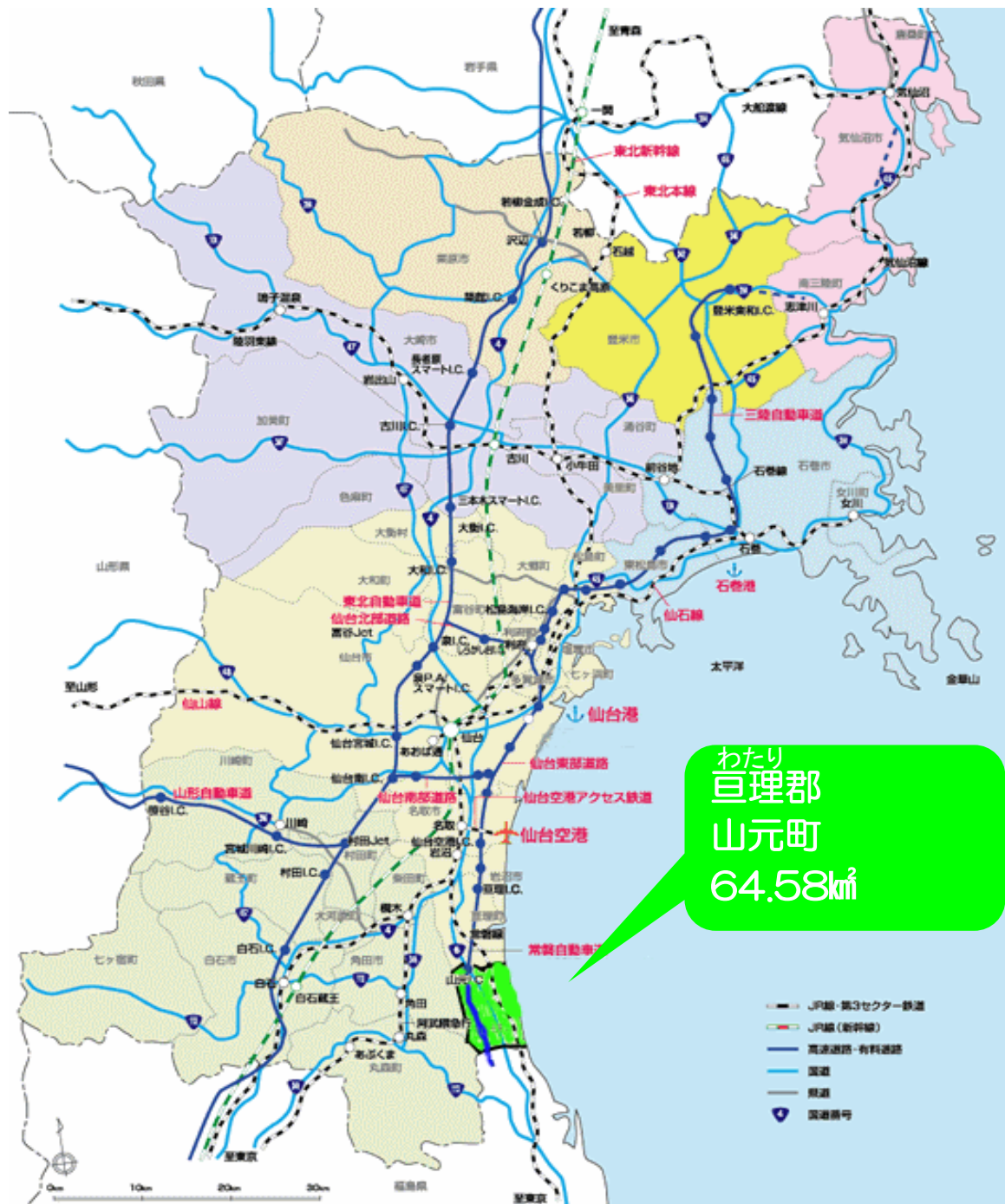
立地企業への優遇制度概要

宮城県山元町へのお誘い



商工観光交流課
令和6年5月

宮城県亘理郡山元町



地勢

平均気温

12.4℃

月平均降水量

106.0mm

人口

11,512人

(R6. 5. 1現在)

特産品

いちご (旬: 12~6月)

りんご (旬: 9~12月)

ホッキ貝 (旬: 12~3月)

シャインマスカット

(旬: 9~10月)

目 次

補助金及び奨励金

- I みやぎ企業立地奨励金…………… 1
- II 山元町企業誘致促進奨励金…………… 2

税の軽減等

- III 民間投資促進特区（ものづくり産業版）税制優遇（県）…………… 3
- IV 民間投資促進特区（ものづくり産業版）税制優遇（町）…………… 4
- V 過疎法、地域未来投資促進法税制優遇（町条例）…………… 5

その他

- VI 宮城県工業立地促進資金融資制度…………… 6
- VII 宮城県企業立地資金貸付制度…………… 8
- VIII 民間投資促進特区（ものづくり産業版）緑地面積率緩和（町）…………… 10

- 山元町へのアクセス…………… 11

Ⅰ みやぎ企業立地奨励金

制 度 の 概 要

1 目的

宮城県に工場等を新設又は増設する企業に対し、企業立地奨励金を交付し、企業立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、もって県民生活の安定と向上に資する。

2 奨励金交付額算定表

(表1) 工場等（製造業に係る工場もしくは研究所に限る）を新設する場合

	投下固定 資 産 額 A	新 規 雇用者数	補 助 率	交 付 限 度 額	備 考
ア	100億円以上	300人以上	$A \times 10\%$	40億円	「投下固定資産額」とは原則、土地を除く新たに取得した建物及び償却資産等に係る固定資産税の課税標準額になります。
イ	50億円以上	100人以上		20億円	
ウ	20億円以上	50人以上	$A \times 7\%$	7億円	
エ	1億円以上	20人以上	$A \times 5\%$	5億円	
オ		3人以上	$A \times 3\%$	3億円	

※過疎地域の補助率は上記に2%加算となります。

(表2) 工場等（製造業に係る工場もしくは研究所に限る）を増設する場合

※建屋の拡張を伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡未満の場合に限る。

	投下固定 資 産 額 A	新 規 雇用者数	補 助 率	交 付 限 度 額	備 考
カ	50億円以上	100人以上	$A \times 5\%$	5億円	同 上
キ	20億円以上	50人以上	$A \times 3.5\%$	3億円	
ク	1億円以上	20人以上	$A \times 2.5\%$	2億円	
ケ		3人以上	$A \times 1.5\%$	1億円	

※建物拡張部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合、条件等が変更になります。

※過疎地域の補助率は上記に2%加算となります。

3 要件

- (1) 工場等の新設又は増設をする企業であること。
- (2) 投下固定資産額が1億円以上であること。
- (3) 新規雇用者（雇用期間の定めのない者に限る）が3人以上であること。
- (4) 原則として着手の30日前までに指定申請を行っていること。

4 その他

製造業に係る本社等（事務所、研究所及び研修所）を新設、増設する場合に対しても別途奨励制度があります。

II 山元町企業誘致促進奨励金

制 度 の 概 要

1 目的

山元町内において事業所（製造業、通信業、運輸業等で、別途規則で定める事業の用に供する施設）を新設又は増設する企業に対して必要な優遇措置を講ずることにより、地域の産業振興と雇用の機会拡大を図るもの。

2 優遇措置

	名 称	内 容	限 度 額
①	企業立地奨励金	固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間の固定資産税相当額を支給	
②	雇用促進奨励金	対象従業員1人当たり10万円を支給	1企業当たり500万円
③	用地取得助成金	用地取得価格の1/10	1億円
④	上水道料金助成金	年間上水道料金の3/10を操業開始後3年間支給	500万円/年
⑤	上水道加入金助成金	支払った上水道加入金の1/2を支給	

3 要件

(1) 新設又は増設する事業所が下記の要件を充足すること

	新 設	増 設
投下固定資産額	3,000万円以上	1,000万円以上
常時雇用従業員	5人以上	3人以上増

(2) 個々の優遇制度（②～⑤）について、下記の要件を充足すること。

	名 称	内 容
②	雇用促進奨励金	ア 操業開始後3年以内に新規に採用した従業員が、 (ア) 町内から採用→引き続き1年以上常時雇用していること (イ) 町外から採用→操業開始後3年以内に町内に転入し1年が経過した場合 イ 操業開始後3年以内に町内から新規に採用した従業員が、引き続き3年間雇用され、町内に住所を有していること。
③	用地取得助成金	1,000㎡以上の用地を取得し、3年以内に操業開始した場合
④	上水道料金助成金	年間6,000㎥以上、上水道を使用した場合
⑤	上水道加入金助成金	上水道加入金を支払った場合

Ⅲ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）税制優遇（県）

制 度 の 概 要

1 目的

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を目的とし、自治体が作成した復興計画に従い実施する被災者を雇用する企業に対し優遇措置を講じるもの。

2 優遇措置（①～③は選択適用。優遇措置は令和8年3月末まで）

	名 称	内 容	備 考										
①	特 別 償 却 / 税 額 控 除	<table border="1"> <tr> <td></td><td>特別償却</td><td rowspan="3">  選択適用 </td><td>税額控除</td></tr> <tr> <td>機械装置</td><td>50% (45%)</td><td>15% (14%)</td></tr> <tr> <td>建物・ 構造物</td><td>25% (23%)</td><td>8% (7%)</td></tr> </table>		特別償却	 選択適用	税額控除	機械装置	50% (45%)	15% (14%)	建物・ 構造物	25% (23%)	8% (7%)	・特別償却と税額控除は選択適用 ・税額控除は法人税額の20%が限度ただし、4年間の繰り越しが可能 ・()内は令和7年4月1日以降の適用割合
	特別償却	 選択適用	税額控除										
機械装置	50% (45%)		15% (14%)										
建物・ 構造物	25% (23%)		8% (7%)										
②	法 人 税 特 別 控 除	雇用等している被災者に対する給与等支給額の10% (9%) を、法人税額の20%を限度として指定後5年間税額控除	・()内は令和7年4月1日以降の適用割合										
③	新 規 立 地 促 進 税 制	新設法人が指定日から5年が経過する日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てた場合、その積立金を損金算入できるとともに再投資を行った際に準備金残高を限度に即時償却できる(5年間実質無税)											
④	研究開発税制	新設法人が開発研究用資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに最大60%の減価償却費を税額控除											
⑤	法 人 事 業 税	対象施設等の従業員数に応じて5年間減免											
⑥	不動産取得税	対象施設等の家屋及びその土地について減免											
⑦	固 定 資 産 税	対象施設等及びその土地について5年間減免											

3 要件

	項 目	内 容
①	申 請	指定事業者であること
②	対 象 区 域	特定復興産業集積区域内（町内11箇所）に新增設する企業であること
③	対 象 業 種	自動車関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業、クリーンエネルギー関連産業、船舶関連産業であること

Ⅳ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）税制優遇（町）

制 度 の 概 要

1 目的

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を目的とし、自治体が作成した復興計画に従い実施する被災者を雇用する企業に対し優遇措置を講じるもの。

2 優遇措置

家屋及び償却資産、並びに土地の固定資産税を5年間、課税免除。

（適用課税免除部分については、企業立地奨励金対象外）

3 要件

	項 目	内 容
①	申 請	指定事業者であること
②	対 象 区 域	復興産業集積区域内（町内11箇所）に新增設する企業であること
③	対 象 業 種	自動車関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業、クリーンエネルギー関連産業、船舶関連産業であること
④	着 工 時 期	土地に係る課税免除は、敷地土地取得から1年以内に家屋着工が行われること

V 過疎法、地域未来投資促進法税制優遇（町）

制 度 の 概 要

1 目的

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）、地域未来投資促進法（自動車関連産業や高度電子機械産業等、物流関連産業、農林水産・食品関連産業、観光産業、情報通信関連産業、環境・エネルギー関連産業）に基づき、該当企業の立地を促進するとともに、地場企業の事業拡大や高度化を図るための設備投資について、税制上の支援を行う。

2 優遇措置

家屋及び償却資産、並びに土地の固定資産税を3年間、課税免除。

（適用課税免除部分については、町企業立地奨励金対象外）

（過疎法：事業税・不動産取得税も免除）

（地域未来法：不動産取得税も免除）

3 要件

（1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る課税免除

ア 家屋又は構造物を構成する減価償却資産及び敷地土地の取得価額が500万円以上

※敷地土地については取得から1年以内に家屋着工があった場合

※取得価額については資本金規模及び対象業種によって異なる

※資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ

（2）地域未来投資促進法に係る課税免除

ア 国が同意した基本計画による立地であること

イ 承認企業立地計画に基づく事業であること

ウ 家屋又は構造物を構成する減価償却資産及び敷地土地※

の取得価額が1億円以上（農林漁業関係は5,000万円以上）

※敷地土地については取得から1年以内に家屋着工があった場合

VI 宮城県工業立地促進資金融資制度

制 度 の 概 要

1 内容

宮城県に工場、研究所を新設、移転、増設する企業、情報通信関連事業所を新設、移転する企業に対して、最大10億円の用地取得費を融資するもの。

2 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※ 銀行等による融資で、県の直接融資ではありません。

3 融資対象企業

(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の条件を満たす企業であること

(1) 工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、T B T に新設する事務所等）の新設、増設、移転

(2) 情報通信関連事業所（コールセンター・データセンター）の新設・移転で次の要件を満たすこと

① コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時オペレーター席20席以上

② データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託

(3) 立地場所が次の要件を満たす地区であること

① 工場適地

② 農工団地

③ 所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区

(4) 早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること

4 融資対象経費

工場等用地の取得費又は情報通信関連事業所（コールセンター・データセンター）用地の取得費

※ 建設費、設備取得費については「Ⅷ 宮城県企業立地資金貸付制度」を参照

5 融資限度額

用地取得費の80%以内で、かつ、5億円以内

（特に知事が必要と認める場合は、10億円以内）

6 融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む）

原則として割賦返済

制 度 の 概 要

7 融資利率

年利1.50%（固定）

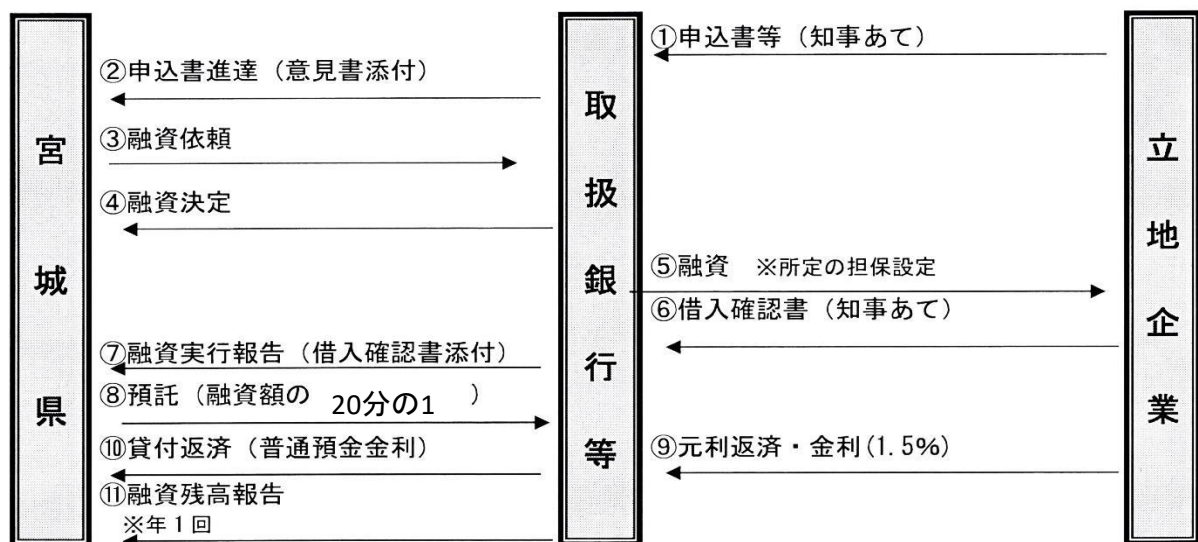
8 担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等又は信用保証協会にご相談ください。

融資対象不動産への担保設定が必要です。

取扱銀行等が必要と認めた場合は、宮城県信用保証協会の保証が必要です。

9 手続きの流れ



10 申込等に必要な書類

- ・ 申込書（資金計画、企業概要等）
- ・ 立地計画書（建設計画、公害防止、雇用計画等）
- ・ 立地予定位置図、施設の配置計画図
- ・ 決算書（3期）及び残高試算表（決算時よりも6月経過の場合のみ）
- ・ 許認可業種の場合、許認可証の写し
- ・ 土地売買契約書の写し
- ・ 会社の登記事項証明書及び定款の写し

VII 宮城県企業立地資金貸付制度

制 度 の 概 要

1 内容

宮城県に工場、研究所を新設、移転、増設する企業、情報通信関連事業所を新設、移転する企業に対して、最大10億円の設備取得費を融資するもの。

2 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※ 銀行等による融資で、県の直接融資ではありません。

3 融資対象企業

(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の条件を満たす企業であること

(1) 工場（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物）・試験研究施設等の新設、増設、移転

(2) 情報通信関連事業所（コールセンター・データセンター）の新設・移転で次の要件を満たすこと

① コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時オペレーター席20席以上

② データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託

(3) 原則として中小企業

(4) 発電用施設周辺地域の住民を3人以上新規に雇用すること

発電用施設周辺地域：仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、色麻町、女川町

4 融資対象事業費

(1) 工場等（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物、試験研究施設）、情報通信関連事業所（コールセンター・データセンター）、構築物の建設に係る費用

(2) 機械、設備の取得に係る費用

※ 土地取得費については「VII 宮城県工業立地促進資金融資制度」を参照

5 融資限度額

対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内

（特に知事が必要と認める場合は、10億円以内）

6 融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内含む）

制 度 の 概 要

原則として割賦返済

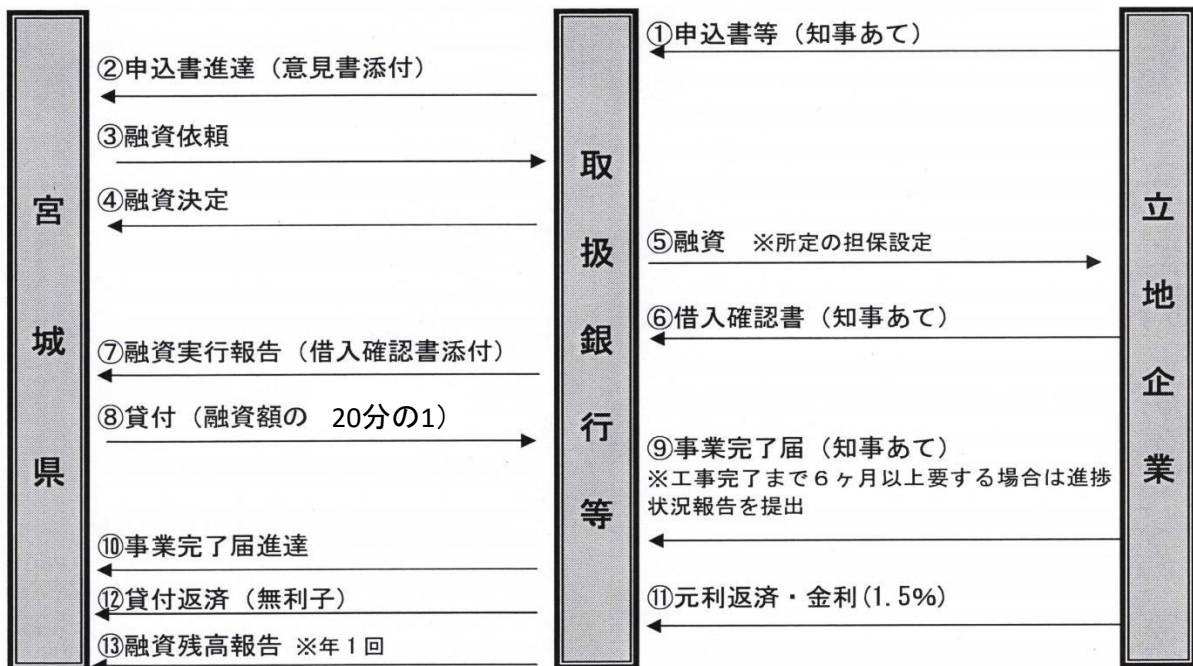
7 融資利率

年利1.50%（固定）

8 担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等にご相談ください。

9 手続きの流れ



10 申込等に必要な書類

- ・ 申込書
- ・ 事業計画書（会社の概要、建設計画、資金計画）
- ・ 立地予定位置図
- ・ 主要施設の配置計画図
- ・ 融資対象設備の見積書及びカタログ
- ・ 決算書（3期）及び残高試算表（決算時よりも6月経過の場合のみ）
- ・ 会社の登記事項証明書及び定款の写し
- ・ 新規雇用者の名簿（事業完了届の提出時）
- ・ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書又は住民票原本（事業完了届の提出時）
- ・ その他知事が必要と認めるもの

VIII 民間投資促進特区（ものづくり産業版）緑地面積率緩和（町）

制 度 の 概 要

1 目的

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を目的とし、自治体が作成した復興計画に従い実施する被災者を雇用する企業に対し優遇措置を講じるもの。

2 優遇措置

工業立地法で定められている緑地面積率及び環境面積率を下限 1 %まで緩和

3 要件

	項 目	内 容
①	申 請	指定事業者であること
②	対 象 区 域	特定復興産業集積区域内に新增設する企業であること
③	対 象 業 種	自動車関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業、クリーンエネルギー関連産業、船舶関連産業であること

山元町へのアクセス



○空路（仙台国際空港）

国内線…新千歳空港、成田国際空港、中部国際空港、大阪国際空港（伊丹空港）、
関西国際空港、神戸空港、広島空港、福岡空港、那覇空港
国際線…韓国・仁川国際空港、台湾・桃園国際空港
中国・上海浦東国際空港、中国・北京首都国際空港
→仙台空港までは仙台空港アクセス線で名取駅から15分、仙台駅から30分

○海運（仙台塩竈港：東北唯一の国際拠点港湾）

外航航路…アメリカ、中国、韓国、ロシア
内航フィーダー航路…東京、横浜、清水 他

○その他

移住・定住支援事業補助金

山元町では住宅取得者等に対して県内最高水準の助成を行っております。

新規転入子育て世帯	220万円	民間賃貸住宅家賃助成	月額 2万円
新規土地取得	20万円	(新婚・子育て世帯、新規転入町内就業者)	
町内業者による建築	30万円	※他にも中古住宅購入やリフォーム、Uターンなどに対して助成があります。	
指定区域への転入	最大60万円		

じいさんもほつり、赤くなる。

山
元
町

